

ガス見守りサービス利用規約

第1章 総則

第1条（目的・サービスの性質）

本規約は、株式会社関野商事（以下「当社」といいます。）が、当社がLPガスを供給している利用者を対象として提供する「見守りサービス」（以下「本サービス」といいます。）の利用条件を定めるものです。

本サービスは、LPガスメーター及び通信機器を用いてガス使用状況を確認し、一定期間ガスの使用が確認できない場合に、利用者の安否確認を補助的に行うサービスであり、利用者の生命、身体の安全を保証するものではありません。

第2条（緊急サービスではないこと）

本サービスは、警備業務、医療行為、緊急通報サービスその他これらに類するサービスではありません。

第2章 サービス内容

第3条（検知方法）

当社は、利用者のLPガス使用状況を確認し、原則として24時間以上ガスの使用が確認できない場合に、本サービスに基づく対応を行います。

第4条（対応フロー）

当社は、前条の場合、次の順序で対応を行います。

1. 利用者の登録電話番号への連絡
2. 前号の連絡に応答がない場合の訪問確認

第5条（対応範囲）

1. 訪問確認は、当社の営業日に限り行うものとします。
2. 訪問確認は、当社が定める訪問対応可能エリア内に限り行うものとします。
3. 訪問確認は、1か月あたり3回を上限とします。

第3章 料金・契約関係

第6条（利用料金・支払者）

1. 本サービスの利用料金は、月額550円（税込）とします。
2. 本サービスの利用料金は、本サービスの申込みに際して当社と合意した者（以下「支払者」といいます。）が支払うものとします。

3. 支払者は、利用者、建物所有者、管理会社その他当社が認めた者とします。
4. 支払者および支払方法は、本サービスの申込時に定めるものとし、利用者、建物所有者その他の者が任意にこれを変更することはできません。変更する場合は、当社所定の手続きにより、あらかじめ当社の承諾を得るものとします。
5. 支払者が利用者本人以外の場合であっても、本サービスの利用者は、本規約に基づく利用者としての義務を負うものとします。

第7条（契約期間・解約）

1. 本契約の有効期間は1か月間とし、利用者または当社から解約の意思表示がない限り、同一条件にて自動更新されるものとします。
2. 利用者は、当社所定の方法により、当月末をもって本サービスを解約することができます。ただし、建物所有者、管理会社その他利用者以外の者の申込みにより本サービスが導入されている場合、または利用者が入居する建物の賃貸借契約書もしくは管理規約等において、本サービスへの加入が入居条件とされている場合には、利用者は当社に対して本サービスを解約することができないものとします。当社が利用者に対するLPガスの供給を終了した場合（他の事業者へ供給が変更になった場合を含みます。）、本サービスは当然に終了するものとします。
3. 前項の場合、当社は利用者に対して損害賠償その他の責任を負いません。

第4章 利用者の義務

第8条（登録情報）

1. 利用者は、本サービスの利用にあたり、利用者本人の電話番号および緊急連絡先を正確に当社へ届け出るものとします。
2. 前項の情報に変更が生じた場合、利用者は速やかに当社へ届け出るものとします。

第9条（不在連絡義務）

利用者は、1日以上自宅を不在にする場合、事前に当社指定の問い合わせ窓口を通じてその旨を連絡するものとします。

第10条（料金支払・ガス停止）

1. 支払者は、本サービスの利用料金その他当社に対する本サービスに関する支払義務を遅滞なく履行するものとします。
2. 利用者のガス料金滞納等により LP ガスの供給が停止された場合、本サービスは利用できません。この場合、支払者が利用者本人以外の者であっても同様とします。

第5章 責任範囲・免責

第11条（技術的限界）

当社は、通信回線、システム、機器の障害、停電、災害その他不可抗力により、本サービスの全部または一部を提供できない場合があります。

第12条（利用者起因免責）

当社は、次の事由により利用者に損害が生じた場合であっても、その責任を負いません。

1. 利用者が不在連絡を行わなかった場合
2. 登録情報の誤りまたは未変更
3. その他利用者の責めに帰すべき事由

第13条（第三者・警察不通報）

1. 本サービスに基づく連絡または訪問により、近隣住民、管理会社、家主その他第三者との間に生じた紛争についても、当社は責任を負いません。
2. 当社は、本サービスに基づき異常の可能性を認識した場合であっても、警察、消防、医療機関等への通報義務を負うものではありません。

第6章 その他

第14条（訪問確認の方法および立ち入りの制限）

1. 当社は、本サービスに基づき訪問確認を行う場合において、原則として、利用者宅の室内へ立ち入ることはありません。
2. 当社が行う訪問確認は、次の方法による外観上の確認に限られるものとします。
 - (1) インターホンによる呼びかけ
 - (2) 室内の照明の点灯状況の確認
 - (3) 水道メーターの回転状況の確認
 - (4) 郵便物の状況の確認
 - (5) 異臭、異音その他外部から確認可能な異常の有無

第15条（規約・サービス内容の変更および最新性）

1. 当社は、必要に応じて本規約および本サービスの内容を変更することがあります。
2. 本規約は当社ウェブサイト上に掲載するものとし、当社ウェブサイトに掲載された規約が常に最新の内容となります。

第16条（当社による契約解除）

当社は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合、事前の通知なく本契約の全部または一部を解除することができます。

1. 本規約に違反した場合
2. 正当な理由なく当社からの連絡に継続して応答しない場合
3. 訪問確認を正当な理由なく拒否した場合
4. 支払者が本サービスの利用料金の支払いを遅滞した場合
5. 本サービスの運営を著しく妨害した場合

第17条（利用者死亡時の取扱い）

利用者が死亡した場合、本契約は当然に終了するものとします。

第18条（反社会的勢力の排除）

利用者が暴力団等の反社会的勢力に該当すると判明した場合、当社は何らの催告を要せず本契約を解除することができます。

第19条（管轄裁判所）

本規約に関して利用者と当社との間に生じた紛争については、当社本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

株式会社関野商事

2026年1月20日改定